

# 第87回 定時株主総会招集ご通知

**開催日時** 2020年6月25日（木曜日）  
午前10時（開場午前9時）

**開催場所** 東京都中央区日本橋富沢町8番10号  
綿商会館 6階

※末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。

## 郵送による議決権行使期限

2020年6月24日（水曜日）午後5時30分到着分まで

## お土産及び新型コロナウイルス感染予防について

本年は、株主総会にご出席の株主様へのお土産は取り止めさせていただきます。

また、新型コロナウイルスの感染予防等のため、郵送にて議決権の事前行使もご考慮いただければと存じます。何卒ご理解のほどお願い申し上げます。

## 目次

第87回定時株主総会招集ご通知	1 - 2
株主総会参考書類	3 - 10
第1号議案 剰余金の処分の件	
第2号議案 取締役4名選任の件	
第3号議案 監査役2名選任の件	
第4号議案 補欠監査役1名選任の件	
第5号議案 取締役に対する譲渡制限付株式の割当てのための報酬支給の件	
事業報告	11 - 26
連結計算書類	27 - 29
計算書類	30 - 32
監査報告書	33 - 37



パソコン・スマートフォン・  
タブレット端末からも  
ご覧いただけます。  
<https://s.srdb.jp/2112/>



株主各位

東京都中央区日本橋堀留町二丁目9番6号  
**塩水港精糖株式会社**  
代表取締役社長 丸山 弘行

## 第87回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第87回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、株主の皆様におかれましては、可能な限り郵送にて議決権の事前行使をお願い申し上げます。

つきましては、お手数ながら後記「株主総会参考書類」をご検討くださいますようお願い申し上げます。同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2020年6月24日（水曜日）午後5時30分までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

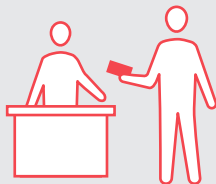
敬 具

記

1 日 時	2020年6月25日（木曜日）午前10時（開場午前9時）
2 場 所	東京都中央区日本橋富沢町8番10号 綿商会館 6階
3 会 議 の 目的事項	<p>報告事項 (1) 第87期（2019年4月1日から2020年3月31日まで）事業報告、連結計算書類報告並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件 (2) 第87期（2019年4月1日から2020年3月31日まで）計算書類報告の件</p> <p>決議事項 第1号議案 剰余金の処分の件 第2号議案 取締役4名選任の件 第3号議案 監査役2名選任の件 第4号議案 補欠監査役1名選任の件 第5号議案 取締役に対する譲渡制限付株式の割当てのための報酬支給の件</p>

## ▶ 議決権行使のご案内

### 株主総会への出席による議決権の行使

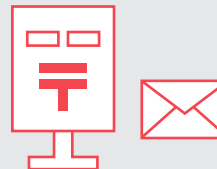


同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

#### 開催日時

2020年6月25日（木曜日）  
午前10時（開場午前9時）

### 書面による議決権の行使



同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示のうえ、行使期限までに到着するよう折り返しご送付をお願い申し上げます。

#### 行使期限

2020年6月24日（水曜日）  
午後5時30分到着分まで

- 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。また資源節約のため、本招集ご通知をご持参くださいますようお願い申し上げます。
  - 会場内でのカメラやスマートフォン、携帯電話等による撮影・録音はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。また、スマートフォン、携帯電話等による通信・通話もご遠慮願います。
  - 「連結計算書類の連結注記表」及び「計算書類の個別注記表」につきましては、法令及び定款第16条の規定に基づき、インターネット上の当社ホームページ（<https://www.ensuiko.co.jp/>）に掲載しておりますので、本招集ご通知の添付書類には記載しておりません。
  - 事業報告、連結計算書類、計算書類及び株主総会参考書類の内容に修正すべき事情が生じた場合は、**当社ホームページ**に修正後の事項を掲載することによりお知らせいたします。
- ※新型コロナウイルスをはじめとする感染症拡大防止のため、ご出席の株主の皆様には株主総会会場内にてマスク着用等をお願いする場合がございます。
- ※会場の座席間隔を広く確保するため、十分な座席数を確保できず、ご着席いただけない場合、またはご入場いただけない場合があります。

📄 **当社ホームページ**：<https://www.ensuiko.co.jp/>

塩水港精糖

検索

以上

# 株主総会参考書類

## 議案及び参考事項

### 第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、当社は、収益力の向上及び財務体質の改善・強化を図りながら、株主の皆様に対する継続的かつ安定的な配当を実施することを基本方針としております。

なお、当期の期末配当につきましては、今後の当社グループを取り巻く経営環境や業績見通し等を総合的に勘案いたしまして、次のとおりといたしたいと存じます。

#### 期末配当に関する事項

1. 配当財産の種類  
金銭といたします。
2. 配当財産の割当てに関する事項及びその総額  
当社普通株式1株につき金5円といたしたいと存じます。  
なお、この場合の配当総額は135,546,725円となります。
3. 剰余金の配当が効力を生じる日  
2020年6月26日

## 取締役4名選任の件

本総会終結の時をもって、取締役久野修慈、原浩司、常見典正、杉山拓也及び濱邦久の各氏は任期満了となり、山下裕司氏は辞任されます。

つきましては、当社及び当社グループを取り巻く環境の変化に迅速に対応するため、取締役4名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案の内容は、社外取締役を委員長とする、取締役会の諮問機関である指名・報酬委員会の賛成の答申を受けたうえで、取締役会において承認されたものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号		氏名	現在の地位	出席回数/取締役会
1	再任	久野 修慈 (満84歳)	代表取締役会長	16回/16回
2	再任	原 浩司 (満54歳)	常務取締役	16回/16回
3	再任	常見 典正 (満57歳)	常務取締役	16回/16回
4	再任	杉山 拓也 (満50歳)	取締役	13回/16回

# 1 久野 修 慈

再任

- 生年月日  
1936年1月22日生（満84歳）
- 取締役在任年数  
30年
- 取締役会への出席状況  
16回／16回
- 所有する当社の株式数  
6,415株

## 略歴、当社における地位及び担当

1963年 6月 大洋漁業株式会社（現マルハニチロ株式会社）入社  
1983年 4月 同社 取締役  
1985年 4月 同社 常務取締役  
1987年 1月 同社 代表取締役専務  
1990年 6月 当社 代表取締役社長  
2005年 4月 当社 会長  
株式会社パールエース 代表取締役社長  
2008年 6月 当社 取締役会長  
2009年 5月 株式会社パールエース 最高顧問  
2012年 6月 当社 代表取締役会長（現任）

### 取締役候補者とした理由

久野修慈氏は、永年砂糖業界をリードしてきた豊富な経験と優れた経営能力を有しており、その卓越した指導力を引き続き当社経営に活かすことを期待するものであります。

# 2 原 浩 司

再任

- 生年月日  
1966年4月4日生（満54歳）
- 取締役在任年数  
6年
- 取締役会への出席状況  
16回／16回
- 所有する当社の株式数  
7,462株

## 略歴、当社における地位及び担当

1989年 4月 当社 入社  
2002年 3月 農学博士取得  
2010年 3月 経営学修士MBA取得  
2014年 5月 当社 事業本部バイオ事業部長  
2014年 6月 当社 取締役事業本部バイオ事業部長  
2015年 4月 当社 取締役生産・開発グループ糖質研究所長  
2018年 6月 当社 常務取締役事業本部副本部長兼バイオ事業部長（現任）

### 取締役候補者とした理由

原浩司氏は、農学博士としての専門性ならびに当社事業部門における長年の経験を有しております。これらの経験や知見を、引き続き当社経営に活かすことを期待するものであります。

## 3 常見典正

再任

- 生年月日  
1963年1月2日生（満57歳）
- 取締役在任年数  
2年
- 取締役会への出席状況  
16回／16回
- 所有する当社の株式数  
2,908株

### 略歴、当社における地位及び担当

1985年4月 株式会社山口銀行 入行  
 2011年1月 同行 美祢支店長  
 2013年10月 同行 宇部支店 統轄母店 次長  
 2018年3月 当社 顧問  
 2018年6月 当社 取締役  
 2019年6月 当社 常務取締役（現任）

#### 取締役候補者とした理由

常見典正氏は、長年に亘る銀行業務を通じ、金融、財務関連における豊富な経験と高い識見を有しております。これらの経験や知見を、引き続き当社経営に活かすことを期待するものであります。

## 4 杉山拓也

再任

- 生年月日  
1970年2月25日生（満50歳）
- 取締役在任年数  
2年
- 取締役会への出席状況  
13回／16回
- 所有する当社の株式数  
2,861株

### 略歴、当社における地位及び担当

1992年4月 当社 入社  
 2010年4月 当社 砂糖部 副部長  
 2012年4月 株式会社パールエース 関東支店 副部長  
 2017年4月 当社 事業本部砂糖事業部 部長  
 2017年6月 当社 執行役員事業本部砂糖事業部長  
 2018年6月 当社 取締役事業本部副本部長兼砂糖事業部長  
 2019年6月 当社 取締役事業本部副本部長兼砂糖事業部長兼オリゴ事業部長（現任）

#### 取締役候補者とした理由

杉山拓也氏は、当社営業部門、事業部門における長年の経験と幅広い知識を有しております。これらの経験や知見を、引き続き当社経営に活かすことを期待するものであります。

（注）各取締役候補者と当社との間には、いずれも特別の利害関係はありません。

## 監査役2名選任の件

本総会終結の時をもって、監査役白石健二及び金澤賢一の両氏は辞任されます。

つきましては、監査役2名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案の内容は、社外取締役を委員長とする、取締役会の諮問機関である指名・報酬委員会の賛成の答申を受けたうえで、取締役会において承認されたものであります。

また、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

### 1 高野 明子

新任

#### ■ 生年月日

1960年7月15日生（満59歳）

#### ■ 所有する当社の株式数

0株

#### 略歴、当社における地位

1994年4月 当社 入社  
 2008年4月 当社 管理グループ 総務企画担当 副部長  
 2014年5月 当社 生産・開発グループ お客様相談室長  
 2015年4月 当社 執行役員 生産・開発グループ お客様相談室長  
 2018年7月 当社 執行役員 生産・事業開発グループ お客様相談室長（現任）

#### 重要な兼職の状況

なし

#### 監査役候補者とした理由

高野明子氏は、永年にわたる業務執行を通じて当社事業に精通しており、豊富な経験と見識を有していることから、取締役の業務執行を監査するために適切な人材と判断するものであります。

### 2 田畑 貴史

新任

#### ■ 生年月日

1965年4月20日生（満55歳）

#### ■ 所有する当社の株式数

0株

#### 略歴、当社における地位

1991年3月 株式会社日本興業銀行(現株式会社みずほ銀行) 入行  
 2004年7月 みずほコーポレート銀行 総合リスク管理部 参事役  
 2008年11月 株式会社みずほ銀行 市場金融部 次長  
 2011年4月 株式会社みずほフィナンシャルグループ 総合リスク管理部 次長  
 2014年4月 同社 総合リスク管理部 副部長  
 2017年6月 同社 リスク統括部 部長（現任）

#### 重要な兼職の状況

なし

#### 社外監査役候補者とした理由

田畑貴史氏は、金融機関における長年の経験と財務等に関する豊富な知見を有しており、経営に対する高い見識を有しております。その知見・見識を当社の監査に反映されと期待し、社外監査役としての職務の適切な遂行を期待するものであります。

(注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

2. 田畑貴史氏は、社外監査役候補者であります。



## 補欠監査役1名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、予め補欠監査役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、その選任の効力は就任前に限り、監査役会の同意を得て、取締役会の決議によりその選任を取り消すことが出来るものとさせていただきます。

また、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は次のとおりであります。

すず き ゆき のぶ  
鈴木 幸信

## 略歴、当社における地位

1965年4月 仙台国税局入局  
1995年12月 税理士資格取得  
2001年7月 人吉税務署長  
2002年7月 東京国税局調査第一部調査開発課長  
2005年7月 高松国税不服審判所長  
2006年7月 同所辞職  
鈴木幸信税理士事務所開設  
現在に至る

## ■ 生年月日

1946年6月16日生（満74歳）

## ■ 所有する当社の株式数

0株

## 重要な兼職の状況

株式会社小糸製作所 社外監査役

## 補欠社外監査役候補者とした理由

鈴木幸信氏は、高松国税不服審判所所長等を歴任されており、税務等における広範かつ豊富な知識・経験等を当社の監査体制の充実・強化に活かしていただき、また独立した立場から公正かつ客観的な監査を実施していただけるものと判断するものであります。

- (注) 1. 補欠監査役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。  
2. 鈴木幸信氏は、補欠の社外監査役候補者であります。

## 取締役に対する譲渡制限付株式の割当てのための報酬支給の件

当社の取締役の報酬等の額は、2019年6月27日開催の第86回定時株主総会において、年額290百万円以内（うち、社外取締役分は年額25百万円以内。使用人兼務取締役の使用人分給与を含みません。）とご承認いただいて今日に至っております。

今般、当社の取締役（社外取締役を除きます。以下、「対象取締役」といいます。）に対して当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、譲渡制限付株式報酬制度（以下、「本制度」といいます。）を導入するものとし、上記の報酬枠とは別枠として、新たに譲渡制限付株式の割当てのための報酬を支給することにつき、ご承認をお願いいたします。

本議案に基づき、上記の目的を踏まえ相当と考えられる金額として、対象取締役に対して支給する金銭報酬の総額は年額50百万円以内といたします。また、各対象取締役への具体的な支給時期及び配分については、報酬委員会の審議を経たうえで取締役会において決定することといたします。

なお、現在の取締役は13名（うち社外取締役3名）ですが、本総会で第2号議案が原案どおり承認可決されますと、11名（うち社外取締役2名）となります。

対象取締役は、原則として毎事業年度、当社の取締役会決議に基づき支給される金銭報酬債権の全部を現物出資財産として当社に給付し、当社の普通株式について発行又は処分を受けるものとします。本制度により当社が対象取締役に対して発行又は処分する普通株式の総数は年80千株を上限とします。但し、上記株主総会の決議日以降の日を効力発生日とする当社普通株式の株式分割（当社普通株式の株式無償割当を含む。）又は株式併合が行われた場合、当該効力発生日以降、必要に応じて合理的な範囲で調整できるものとします。

なお、本制度に基づき対象取締役に対して発行又は処分される普通株式の1株当たりの払込金額は当該普通株式の募集事項を決定する各取締役会決議の日の前営業日の東京証券取引所における普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として、対象取締役に特に有利な金額にならない範囲において取締役会にて決定いたします。

また、これによる普通株式の発行又は処分に当たっては、当社と対象取締役との間で、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約（以下、「本割当契約」といいます。）を締結するものといたします（本割当契約により割当てを受けた普通株式を、以下、「本割当株式」といいます。）。

### (1) 譲渡制限期間

対象取締役は、本割当株式の払込期日から当社の取締役その他当社取締役会で定める地位を退任又は退職等する日までの間（以下、「本譲渡制限期間」といいます。）、本割当株式について、譲渡、担保権の設定、生前贈与その他の処分をしてはならないものとします。

## (2) 譲渡制限の解除条件

対象取締役が払込期日の直前の当社の定時株主総会を含む月の翌月から最初に到来する当社の定時株主総会終結の時までの期間（以下、「本役務提供期間」といいます。）、継続して当社の取締役その他当社取締役会で定める地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、対象取締役が退任又は退職した時点をもって譲渡制限を解除いたします。

但し、対象取締役が、本役務提供期間が満了する前に、正当な理由により退任又は退職等した場合又は死亡により退任又は退職等した場合、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとします。

## (3) 無償取得事由

対象取締役が、本役務提供期間が満了する前に、正当な理由によらず退任又は退職等した場合には、当社は本割当株式を当然に無償で取得いたします。

また、上記(2)で定める譲渡制限解除時点において、譲渡制限が解除されていない本割当株式がある場合には、当社はこれを当然に無償で取得いたします。

## (4) 組織再編等における取扱い

上記(1)の定めにかかわらず、当社は、本譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（但し、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては当社の取締役会）で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとします。その場合、譲渡制限が解除された直後の時点において、譲渡制限が解除されていない本割当株式がある場合には、当社はこれを当然に無償で取得いたします。

## (5) その他の事項

本割当契約に関するその他の事項は、当社の取締役会において定めるものとします。

なお、本制度により対象取締役に割当てられた株式は、本譲渡制限期間中の譲渡、担保権の設定、生前贈与その他の処分をすることができないよう、本譲渡制限期間中は、当社が定める証券会社に対象取締役が開設する専用口座で管理される予定です。

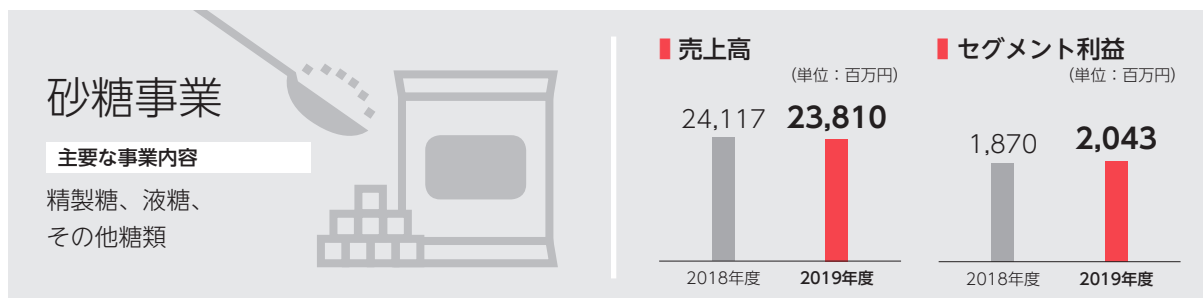
以 上

## 1. 当社グループの現況に関する事項

### (1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、雇用・所得環境の改善、各種政策の効果もあり、緩やかな回復基調で推移しましたが、米中貿易摩擦に加え、期末にかけ新型コロナウイルスの世界的な感染拡大により経済活動の停滞感が強まり、急激に悪化しつつあります。

このような環境の中で、当社及び当社グループは生活必需品である砂糖や、オリゴ糖をはじめとした機能性素材を含め、非常時においても安定して消費者の皆様にお届けすることを第一義に、お客様のおなかの健康に貢献する「おなかにやさしい会社」として、砂糖事業及びバイオ事業の計画達成に向けて全力で取り組んでまいりました結果、当期の業績は以下のとおりとなりました。



海外粗糖市況は、ニューヨーク市場粗糖先物相場（当限、1ポンド当たり）において12.53セントで始まり、当期前半は現物の余剰感から相場は軟調に推移していたものの、10月以降原油高の影響を受け、世界最大の砂糖生産国であるブラジルではさとうきびから生産されるエタノールの比率を上げる動きが強まったことに加え、北半球における主要生産国の減産予想が相場上昇要因となり、2月中旬には15.96セントの高値を付けました。その後、期末にかけて新型コロナウイルス感染症拡大等による急速な原油安・レアル安の影響を受け、当期を10.42セントで終了しました。

国内市中価格（日本経済新聞掲載、上白糖大袋1kg当たり）は、期初187円～188円で始まり、同水準のまま当期を終了しました。

精糖及びその他糖類などの国内販売は、夏場の天候不順や度重なる自然災害等にも起因した飲料や冷菓などの夏物商材向けの需要が減退するとともに、昨秋には消費税増税による消費者の購買意欲の低下や、今年に入ってから、特に新型コロナウイルス感染拡大による影響を大きく受け、外食産業向けや土産品向け等の販売が低調に推移しました。かかる販売状況の中、新規販売先獲得に注力するとともに、効率的な原料調達、製造コストの一層の低減を含めた生産性向上を図り、利益水準の維持に努めてまいりました。

以上の結果、当期における砂糖事業全体の売上高は23,810百万円（前連結会計年度比1.3%減）、セグメント利益は2,043百万円（前連結会計年度比9.2%増）となりました。

## バイオ事業

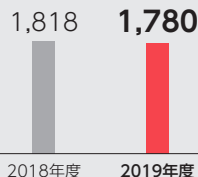
### 主要な事業内容

乳糖果糖オリゴ糖、サイクロデキストリン、サラシア属植物エキス末



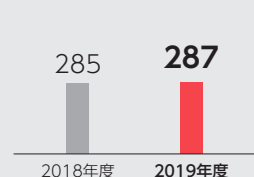
### 売上高

(単位：百万円)



### セグメント利益

(単位：百万円)



オリゴ糖部門は、当社主力製品である「オリゴのおかげ」が発売25周年を迎え、主要量販店ともタイアップした消費者キャンペーンの実施や店頭試食販売の広域展開など拡販に努めました。また業容の拡大を図るべくテレビをはじめ雑誌・新聞等のメディアを活用し、積極的な広告宣伝・PRを行ったものの、多様な外的要因の影響を受けた業務用途製品の販売が振るわず、オリゴ糖部門全体では減収減益となりました。

サイクロデキストリン部門は、新規用途の開発と営業力の強化をテーマに取り組んでまいりました。その結果、主要アイテムや二次加工品の主要ユーザー向け販売が堅調に推移し、サイクロデキストリン部門全体では減収増益となりました。

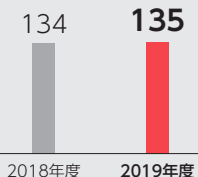
以上の結果、バイオ事業全体の売上高は1,780百万円（前連結会計年度比2.1%減）、セグメント利益は287百万円（前連結会計年度比0.8%増）となりました。

## その他



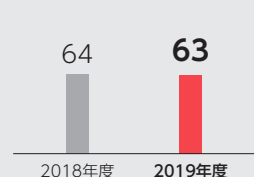
### 売上高

(単位：百万円)



### セグメント利益

(単位：百万円)



その他の事業につきましては、ニューE S Rビル事務所の一部賃貸等を行い、所有不動産の活用に努めました結果、売上高は135百万円（前連結会計年度比0.8%増）、セグメント利益は63百万円（前連結会計年度比1.3%減）となりました。

以上の結果、当期の売上高は25,659百万円（前連結会計年度比1.3%減）、営業利益は1,071百万円（前連結会計年度比6.0%増）となりました。経常利益は1,151百万円（前連結会計年度比5.6%増）親会社株主に帰属する当期純利益は、前年度のような特別利益の計上がなかったこともあり、776百万円（前連結会計年度比7.6%減）となりました。

## (2) 設備投資等及び資金調達の状況

当連結会計年度の設備投資は、砂糖製造設備改善工事等652百万円であります。これらの投資のうち、当連結会計年度の支払資金は、自己資金及び借入金にて充ちいたしました。

## (3) 対処すべき課題

今後の見通しにつきましては、全世界に蔓延している新型コロナウイルスの影響を受け、世界的な景気後退、消費行動の変容等により国内経済は厳しい状況におかれ、予断を許さない情勢が続くと予想されます。

かかる環境の下、当社及び当社グループは、国民の生活を支える基礎的食品である砂糖や、オリゴ糖をはじめ健康付加価値のある機能性素材等を、消費者の皆様へ安定してお届けすることを第一義に、お客様のおなかの健康に貢献する、「おなかにやさしい会社」を中長期的な経営ビジョンと位置付け、以下の各事業を推進してまいります。

砂糖事業につきましては、砂糖消費量は、その他の甘味料への需要シフト及び新型コロナウイルスの影響等により漸減傾向にあり、引き続き厳しい販売環境が続くと予想されますが、消費者の皆様へ砂糖の機能と特性に対する理解を深めるべく啓蒙活動に注力するとともに、拡販に努めてまいります。また、政府の食料安定供給に関する指針に沿い、非常時においても安心安全な製品を安定的に供給することが食品会社に課せられた使命であるとの認識の下、品質管理及び危機管理体制の強化、環境変化にも適応した事業体制の構築と経営基盤の更なる強化に努めてまいります。バイオ事業につきましては、オリゴ糖部門は、特定保健用食品である「オリゴのおかげ」の更なる業容拡大に努めてまいります。

「オリゴのおかげ」は永年に亘り皆様のご愛顧を賜り、おかげさまをもちまして1994年の発売以来、消費者の皆様へ高い評価をいただいております。新型コロナウイルス感染拡大の中、腸内環境を維持する商品として愛用されております。このかつてない健康リスクの高まりを踏まえ、腸内環境を整えることで、免疫力の維持向上にもつながる「オリゴのおかげ」を、幅広いメディアを活用しながら、各種販促活動も強化し、消費者の皆様へ訴求してまいります。

サイクロデキストリン部門は、その機能を生かした新規用途の開発及び新素材との組み合わせによる商品化を進めるとともに、営業力の強化と拡販に努めてまいります。

新商品開発につきましては、疲労や高血圧の予防・改善に効果があると言われ、スーパーフードとして注目を集めている「ビーツ」や砂糖の生理的な機能に着目した高付加価値商材の開発、商品化に全力を注いでまいります。

なお、今般、疲労回復や高血圧の予防改善に効果があると言われ、栄養価も高く、「奇跡の野菜」とも呼ばれる「ビーツ」を素材としたドリンクを、今夏を目標に新たに発売することいたしました。同新製品につきましては、箱根駅伝の名監督原晋氏をCMに登用し、新商品の販売に積極的に取り組んでまいります。「ビーツ」は現在スーパーフードとして世界的にも注目を集めており、国内におきましても市場の将来性は十分期待できるものと考えております。今後皆様にご愛顧賜れば幸いです。

当社の砂糖事業は台湾で始まり、今年で116年を迎え、永年に亘りお取引先様、消費者の皆様のご信頼を頂い



ております。一方、砂糖そのものに関しましては、当社並びに精製糖企業各社は「砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律」の制約の下、永年に亘り砂糖事業を継続して参りましたが、砂糖と同種の甘味素材である異性化糖、加糖調製品及び高甘味度甘味料は当該法制度の制約を一部のみあるいは全く受けておらず、制度全体の枠組みにおいて「不公平」「不公正」であると言わざるを得ない状況にあります。

砂糖の需要の減少には諸要因がありますが、国内甘味需要全体では数十年に亘り大きな減少が見られないことから、基本的には当該制度の「不公平さ」「不公正さ」により、砂糖が他の甘味商品に比べて不利な価格条件に置かれていることが最大の要因であり、行政がこうした不均衡を是正することで、砂糖需要はその水準を大きく回復するものと思われまます。当社及び当社グループは今後とも当該制度の適正な運用に向け、精製糖企業各社とも連携の上、行政への働きかけを継続してまいります。

このような状況の下、当社並びに精製糖企業各社は、国の甘味政策及び国内法に基づき、国内食料自給率の維持・向上を図るため、また、鹿児島や沖縄のさとうきび農家の皆様、北海道のてん菜農家の皆様を始めとした国内産糖従事者の皆様への政策支援の原資として、1965年以来50年以上に亘り多額の負担をいたしております。当社及び当社グループは今後とも、健全な甘味制度の運営を求めつつ、こうした政策支援を通じ、国内農業振興、食料自給率の維持・向上に貢献してまいります。

砂糖は歴史的にも、食品の原料としても全く害のない、天然自然の安全な素材として知られており、国際的にも生活に欠かすことの出来ない基礎的な食品として広く愛用されております。当社といたしましては、砂糖は今後必ずや、海外と同様、国内的にもその確かな評価を受ける時がくることを確信し、精糖メーカーとして、行政、砂糖業界とともに、消費者の皆様への新たな普及啓発と砂糖需要の拡大に注力してまいります。

新型コロナウイルス禍による未曾有の危機的状況にあって、当社及び当社グループは食品メーカーとしての社会的責任を果たすべく、役職員一丸となり、この難局を乗り越えてまいります。

株主の皆様におかれましては、かかる現状につきまして格段のご理解を賜りますとともに、今後とも格別のご支援を賜りますよう心よりお願い申し上げます。

## (4) 財産及び損益の状況の推移

区分	2016年度 第84期	2017年度 第85期	2018年度 第86期	2019年度 (当連結会計年度) 第87期
売上高 (百万円)	27,364	26,874	26,002	25,659
経常利益 (百万円)	838	1,192	1,090	1,151
親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円)	549	906	840	776
1株当たり当期純利益 (円)	20.26	33.45	31.00	28.65
総資産額 (百万円)	24,929	24,948	24,490	24,530

- (注) 1. 当連結会計年度の状況につきましては、「1. 当社グループの現況に関する事項 (1) 事業の経過及びその成果」に記載のとおりであります。
2. 「1株当たり当期純利益」は、期中平均発行済株式総数から期中平均自己株式数を控除した株式数に基づいて算出しております。

## (5) 重要な親会社及び子会社の状況

### ①重要な子会社の状況

会社名	資本金	議決権比率	主要な事業内容
株式会社パールエース	450百万円	100.0%	砂糖類の売買等

当社の連結子会社は2社、持分法適用関連会社は4社であります。

### ②事業年度末日における特定完全子会社の状況

該当事項はございません。

### ③その他

三菱商事株式会社は、2020年3月31日現在、当社議決権の14.7%を所有しており、引き続き当社の主要株主である筆頭株主であります。



## (6) 主要な事業所

### ①当社

名称	所在地
本社	東京都中央区日本橋堀留町二丁目9番6号 ニューE S Rビル
糖質研究所	神奈川県横浜市金沢区福浦一丁目1番1号 横浜金沢ハイテクセンター・テクノコア4階
関西営業所	大阪府大阪市淀川区宮原三丁目5番36号 新大阪トラストタワー2階
大阪工場	大阪府泉佐野市住吉町25番地 (2002年3月より関西製糖株式会社に賃貸 しております。)

### ②子会社

名称	所在地
株式会社パールエース	(東京都中央区)
株式会社パールフーズ	(東京都中央区)

## (7) 従業員の状況

### ①当社グループの従業員の状況

従業員数	前連結会計年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
87 名	減3 名	43.1 歳	13.9 年

### ②当社の従業員の状況

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
50 名	減2 名	41.8 歳	15.4 年

## (8) 主要な借入先

借入先	借入額 (百万円)
株式会社みずほ銀行	3,588
株式会社三菱UFJ銀行	2,080

(注) 上記の額にはシンジケートローン契約による以下の借入金を含みます。  
株式会社みずほ銀行 2,088百万円

## (9) その他当社グループの現況に関する重要な事項

該当事項はございません。

## 2. 会社の株式に関する事項 (2020年3月31日時点)

- (1) 発行可能株式総数 80,000,000株  
(2) 発行済株式の総数 35,000,000株 (自己株式数7,890,655株を含む。)  
(3) 株主数 10,469名  
(4) 大株主 (上位10名)

株主名	持株数	持株比率
三菱商事株式会社	3,990 <sup>千株</sup>	14.72 <sup>%</sup>
株式会社みずほ銀行	1,353	4.99
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	715	2.64
三菱UFJ信託銀行株式会社	603	2.22
株式会社榎本武平商店	550	2.03
大東通商株式会社	500	1.84
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口5)	488	1.80
J P モルガン証券株式会社	420	1.55
東京海上日動火災保険株式会社	340	1.25
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口)	308	1.14

- (注) 1. 持株数は、千株未満を切り捨てて表示しております。  
2. 持株比率は、自己株式 (7,890,655株) を控除して計算しております。  
3. 持株比率は、小数点以下第3位を四捨五入しております。

### (5) その他株式に関する重要な事項

該当事項はございません。

## 3. 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はございません。

## 4. 会社役員に関する事項

### (1) 取締役及び監査役の氏名等

(2020年3月31日現在)

氏名	当社における地位	担当及び重要な兼職の状況
久野 修 慈	代表取締役会長	
山下 裕 司	代表取締役副会長	太平洋製糖株式会社 取締役 関西製糖株式会社 取締役
丸山 弘 行	代表取締役社長	統括 事業本部長
伊藤 哲 也	専務取締役	生産・事業開発グループ長兼生産統括部長兼品質保証部長 南西糖業株式会社 取締役 関西製糖株式会社 取締役
小田 俊 一	専務取締役	管理グループ長兼総務企画担当部長
原 浩 司	常務取締役	事業本部副本部長兼バイオ事業部長
常見 典 正	常務取締役	
杉山 拓 也	取締役	事業本部副本部長兼砂糖事業部長兼オリゴ事業部長 太平洋製糖株式会社 取締役
酒井 英 喜	取締役	関西製糖株式会社 代表取締役社長
波多 野 雅	取締役	
濱 邦 久	社外 取締役	弁護士 日東紡績株式会社 社外取締役 株式会社パロックジャパンリミテッド 社外取締役 株式会社よみうりランド 社外監査役
木村 成 克	社外 取締役	大東製糖株式会社 代表取締役社長 関西製糖株式会社 取締役
三和 彦 幸	社外 独立役員 取締役	公認会計士 株式会社ショーワ 社外取締役 監査等委員
青木 義 一	社外 常勤監査役	株式会社パールエース 監査役 太平洋製糖株式会社 監査役 関西製糖株式会社 監査役
白石 健 二	常勤監査役	
金澤 賢 一	社外 独立役員 監査役	弁護士
渡部 以 光	社外 監査役	税理士 税理士法人高野総合会計事務所 シニアパートナー

- (注) 1. 取締役濱邦久氏、取締役木村成克氏及び取締役三和彦幸氏は、社外取締役であります。
2. 常勤監査役青木義一氏、監査役金澤賢一氏及び監査役渡部以光氏は、社外監査役であります。
3. 監査役金澤賢一氏は、弁護士として企業法務に精通しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 監査役渡部以光氏は、税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
5. 当社は、取締役三和彦幸氏及び監査役金澤賢一氏を株式会社東京証券取引所が定める独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

## (2) 取締役及び監査役の報酬等の額

取締役及び監査役の報酬は、役位及び職務遂行への対価としての基本部分に、当期における当社業績水準、業績への寄与度及び達成状況を加味した固定報酬です。このため、固定報酬から独立した業績連動報酬は採用していません。報酬額については、取締役会の諮問を受けた「指名・報酬委員会」が公平・公正な立場から検討を加えて取締役会へ答申し、取締役会での決議に基づき代表取締役が決定いたします。

区分		支給人員 (名)	支給額 (百万円)
取締役	社内	8	186
	社外	3	15
	計	11	201
監査役	社内	1	7
	社外	3	30
	計	4	37

- (注) 1. 当事業年度末現在の取締役は13名（うち社外取締役3名）であります。上記員数と相違しておりますのは、無報酬の取締役2名（うち社外取締役0名）が含まれているためであります。
2. 当事業年度末現在の監査役は4名（うち社外監査役3名）であります。
3. 上記のほか、使用人兼務取締役に対する使用人分給与として15百万円を支給しております。
4. 取締役の報酬限度額は、2019年6月27日開催の第86回定時株主総会において年額290百万円以内（うち、社外取締役分年額25百万円以内。使用人兼務取締役の使用人分給与を含まない。）とする決議をいただいております。
5. 監査役の報酬限度額は、2019年6月27日開催の第86回定時株主総会において年額70百万円以内とする決議をいただいております。

### (3) 社外役員に関する事項

#### ①他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該法人等との関係

区分	氏名	重要な兼職の状況
社外取締役	濱 邦 久	弁護士 日東紡績株式会社 社外取締役 株式会社パロックジャパンリミテッド 社外取締役 株式会社よみうりランド 社外監査役
社外取締役	木 村 成 克	大東製糖株式会社 代表取締役社長 関西製糖株式会社 取締役
社外取締役	三 和 彦 幸	公認会計士 株式会社ショーワ 社外取締役 監査等委員
社外監査役	青 木 義 一	株式会社パールエース 監査役 太平洋製糖株式会社 監査役 関西製糖株式会社 監査役
社外監査役	金 澤 賢 一	弁護士
社外監査役	渡 部 以 光	税理士 税理士法人高野総合会計事務所 シニアパートナー

- (注) 1. 大東製糖株式会社は、当社と取引関係があります。  
2. 関西製糖株式会社及び太平洋製糖株式会社は、当社の持分法適用会社である関連会社であります。

②当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	出席状況		主な活動状況
		取締役会	監査役会	
社外取締役	濃 邦 久	14回／16回 (88%)	—	当事業年度開催の取締役会16回のうち14回に出席し、弁護士としての専門的見地から適宜発言を行っております。
社外取締役	木 村 成 克	15回／16回 (94%)	—	当事業年度開催の取締役会16回のうち15回に出席し、食品事業分野及び企業経営における専門的見地から適宜発言を行っております。
社外取締役	三 和 彦 幸	15回／16回 (94%)	—	当事業年度開催の取締役会16回のうち15回に出席し、公認会計士としての専門的見地から適宜発言を行っております。
社外監査役	青 木 義 一	16回／16回 (100%)	17回／17回 (100%)	当事業年度開催の取締役会16回全てに、また監査役会17回全てに出席しております。 監査役会で定めた監査方針に従って、取締役会その他重要な会議への出席及び主に出身分野である金融機関を通じて培った知識・見識から発言・質問を行い、重要な書類の閲覧、各部門や事業所の監査、子会社調査等を実施し、監査役会に報告しました。
社外監査役	金 澤 賢 一	15回／16回 (94%)	17回／17回 (100%)	当事業年度開催の取締役会16回のうち15回に出席し、また監査役会17回全てに出席しております。 監査役会で定めた監査方針に従って、取締役会その他重要な会議への出席及び主に弁護士としての専門的見地から発言・質問を行い、また他の監査役、取締役等と意欲的に意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に取り組みました。
社外監査役	渡 部 以 光	15回／16回 (94%)	17回／17回 (100%)	当事業年度開催の取締役会16回のうち15回に出席し、また監査役会17回全てに出席しております。 監査役会で定めた監査方針に従って、取締役会その他重要な会議への出席及び主に税理士としての専門的見地から発言・質問を行い、また他の監査役、取締役等と意欲的に意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に取り組みました。

(注) 上記の取締役会の開催回数には、書面決議を含んでおりません。

## 5. 会計監査人の状況

### (1) 会計監査人の名称

監査法人日本橋事務所

### (2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	25百万円
当社及び当社の子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	25百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておりませんので、上記の金額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、監査計画における監査時間及び監査報酬の推移並びに監査計画と実績の状況を確認し、報酬額の見積りの妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

### (3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める事由のいずれかに該当する場合、監査役全員の同意により会計監査人を解任するほか、会計監査人が職務を適正に遂行することが困難と認められた場合、法令等が定める会計監査人の独立性及び適格性が確保できないと認められる場合、その他必要と判断される場合には、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

## 6. 会社の体制及び方針

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制について、決定内容の概要は以下のとおりであります。

### (1) 業務の適正を確保するための体制

- ① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
- 1) 当社及びグループ会社の役職員が法令及び定款を遵守し、かつ社会的責任を果たし、倫理を尊重する行動がとれるように「塩水港精糖グループ企業倫理行動規準・社員行動規準」を定める。
  - 2) 「コンプライアンス委員会」が、コンプライアンスに関する啓蒙教育を実施する等、当社グループ全体のコンプライアンスの取り組みを横断的に統括する。
  - 3) コンプライアンス委員会事務局に、通常の指揮命令系統から独立した相談窓口を設け、コンプライアンスに係る問題について、当社及びグループ会社の役職員が電話、電子メール等によって自由に通報や相談が出来る仕組みを作る。
  - 4) 内部監査室は、各部門の業務執行が法令・定款に適合しているか内部監査を行う。

② **取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制**

取締役の職務執行に係る情報については「文書取扱規程」に基づき、その保存媒体に応じて適切・確実に、かつ検索及び閲覧可能な状態で定められた期間、保存・管理する。

③ **損失の危険の管理に関する規定その他の体制**

- 1) 損失の危険の管理については、緊急時に「危機管理委員会」を開催するほか、最低年1回委員会を開催し、品質管理をはじめとする各種リスク管理につき、必要な見直し・対応を検討する。
- 2) 当社が定常的に抱える業務上のリスクの管理体制については、各取締役が自己の分掌範囲について責任を持って構築・運営する。

④ **取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制**

- 1) 取締役会は、経営の執行方針、法令で定められた事項やその他経営に関する重要事項を決定し、業務執行状況を監督する。
- 2) 役付役員を中心とした経営委員会により、業務執行に関する個別経営課題を実務的な観点から協議する。経営委員会は毎月1回以上開催する。

⑤ **当社の子会社の取締役、業務を執行する社員その他これらの者に相当する者（以下「取締役等」という）の職務の執行に係る事項の報告に関する体制及び当社の子会社の損失の管理に関する規定その他の体制**

- 1) 「関係会社管理規程」に基づき、子会社は営業成績、財務状況、関係情報を当社へ定期的に報告を行う。
- 2) 子会社のリスク管理については、「関係会社管理規程」にて経営委員会により統括管理を行い、指示・情報伝達を行うと共にリスクの把握・管理を行う。

⑥ **子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制**

職務権限を明確化し、グループ事業戦略に基づき、グループ全体の経営目標を事業年度ごとに策定する。

⑦ **その他、当社並びにその子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制**

- 1) 「塩水港精糖グループ企業倫理行動規程」により、コンプライアンスや情報セキュリティなどの理念の統一を保つ。
- 2) 当社管理部門において、100%子会社の会計及び業務執行の状況を定常的に監督する。
- 3) コンプライアンス委員会事務局に、通常の指揮命令系統から独立した相談窓口を設け、コンプライアンスに係る問題について、当社及びグループ会社の役職員が電話、電子メール等によって自由に通報や相談ができる仕組みを作り、役職員に周知徹底する。

⑧ **監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における事項、当該使用人の取締役からの独立性に関する事項、及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項**

- 1) 監査役から求められた場合には、監査役と協議の上合理的な範囲内で監査役の職務を補助する使用人を配置する。



- 2) 当該使用人の任命、異動、評価、懲戒は、監査役会の意見を尊重した上で行うものとし、取締役からの独立性を確保する。
  - 3) 監査役の職務を補助すべき使用人は、原則として、他部署の使用人を兼務せず、監査役の指揮命令に従う。
- ⑨ **取締役及び使用人が監査役に報告するための体制及び監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制**
- 1) 取締役及び使用人は、会社に重大な損失を与える事項が発生し又は発生する恐れがあるとき、役職員による違法又は不正な行為を発見したとき、その他報告が必要と思われる事項が生じたときは、直接又は内部監査室を経由して、遅滞なく監査役に報告する。
  - 2) 事業部門を統括する取締役は、監査役会と協議の上、必要に応じて、担当する部門のリスク管理体制について報告するものとする。
  - 3) 取締役及び使用人は監査役監査に対する理解を深めると共に、監査役監査の環境を整備するよう努める。
  - 4) 監査役は、代表取締役、会計監査人、内部監査室等との情報交換に努め、連携して監査の実効性を確保するものとする。
  - 5) 内部監査室は、「内部監査規程」に則り、監査が実施できる体制を整備し、監査役との緊密な連携を図る。
- ⑩ **子会社の取締役等及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告をするための体制**
- 1) 関係会社報告会及び子会社への内部監査等を通じて得た情報を当社監査役に定期的に報告する。
  - 2) 前号に関わらず監査役はいつでも必要に応じて、子会社の取締役及び使用人に対して業務執行に関する報告を求めることが出来るものとする。
- ⑪ **前項の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な扱いを受けないことを確保するための体制**
- 当社は、当社の監査役へ報告を行った当社グループの役職員に対し、当該報告をしたことを理由として不利益な取り扱いを行うことを禁止し、その旨を当社グループの役職員に周知徹底する。
- ⑫ **監査役職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項**
- 1) 当社は、監査役と協議の上、監査役職務の執行するのに必要な予算をあらかじめ定める。
  - 2) 当社は、予算の有無に拘わらず、監査役がその職務の執行について、当社に対し、会社法第388条に基づく費用の前払い等の請求をしたときは、担当部署と審議の上、当該請求に係る費用又は債務が当該監査役職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理する。
- ⑬ **財務報告の信頼性を確保するための体制**
- 当社は、当社及び当社グループの財務報告の信頼性の確保及び金融商品取引法に定める内部統制報告書の有効かつ適切な提出のため内部統制システムを構築すると共に、当該システムと金融商品取引法及びその他の関連法令等との適合性を確保するために、その仕組みを継続的に評価し必要な是正を行う。

## (2) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

### ① 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

当社及び当社グループは、社会の秩序や企業の健全な活動に脅威を与える勢力又は団体等とは取引関係その他一切の関係を持たず、反社会的勢力から不当な要求等を受けた場合には、グループ全体として毅然とした姿勢で臨み、反社会的勢力による被害の防止に努めます。

### ② 反社会的勢力排除に向けた社内体制の整備状況

#### 1) 主管部署及び反社会的勢力対応責任者の設置状況

管理グループ総務企画担当を反社会的勢力対応の主管部署とし、反社会的勢力に関する情報収集や外部機関との連携、マニュアル整備等を一元管理しております。また、反社会的勢力対応責任者を設置し、不当要求に対し即時・適切に対応できる体制を構築しております。

#### 2) 外部専門機関との連携状況

警察等外部機関、並びに顧問弁護士等外部専門家への協力要請が速やかに行えるように、平時より連絡を密にしております。

#### 3) 反社会的勢力に関する情報の収集・管理状況等

新規取引先に対しては、取引開始前に商業データベース等により、反社会的勢力との関係性有無の調査を実施しております。また万一相手方が反社会的勢力等であることが判明した場合、契約を解除できるよう、取引基本契約に反社会的勢力排除条項を規定し、反社会的勢力等の侵入排除に努めております。また、既存取引先については取引規模・業種等の社内基準で抽出した取引先に対し年1回の調査を行っております。

株主については、上位20位を対象とし、取引先に対する定期調査と同様の方法で調査を実施しております。

#### 4) マニュアル等の整備

反社会的勢力に対する基本方針及び不当要求への具体的な対処方法等を「反社会的勢力対応マニュアル」に定め、全社員に対し周知徹底しております。

## (3) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社では、「内部統制システムの基本方針」に基づき、企業集団の業務の適正を確保するための体制整備とその適切な運用に努めており、当連結会計年度における運用状況の概要は以下のとおりであります。

当社は、「コンプライアンス委員会」を開催し、法令・社内規程等の遵守状況について問題のないこと、引き続き役職員はコンプライアンス意識を徹底した上で職務執行に努めることを確認いたしました。

当社の取締役会は、社外取締役3名を含む取締役13名で構成し、監査役4名も出席した上で開催し、取締役の職務執行を監督いたしました。また、取締役会は、執行役員を選任し、各執行役員は、代表取締役の指揮・監督の下、各自の権限及び責任の範囲で職務を執行いたしました。

子会社については、「関係会社管理規程」に基づき、重要な事項を当社経営委員会において審議し、子会社の適正な業務運営及び当社による実効性のある管理の実施に努めました。

内部監査室は、取締役会の承認を受けた内部監査計画に基づき、法令・社内規程等の遵守状況について、各部門を対象とする監査を実施し、その結果及び改善状況を代表取締役社長及び監査役に報告いたしました。

監査役は、監査方針を含む監査計画を策定し、月1回の定例監査役会に加え適宜臨時監査役会を開催し、監査役間の情報共有に基づき会社の状況を把握し、必要な場合は提言の取りまとめを行いました。更に、取締役会に出席すると共に、取締役・執行役員その他使用人と対話を行い、内部監査室・会計監査人と連携し、取締役及び使用人の職務の執行状況を監査いたしました。

常勤監査役は、主要な稟議書の回付を受け、取締役及び使用人の職務の執行状況を監査すると共に、コンプライアンス委員会等の重要会議体に参加し、必要な場合は意見を述べました。

- 
- (注) 1. 本事業報告中の記載金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。  
2. 売上高等の金額については、消費税等は含まれておりません。

# 連結計算書類

連結貸借対照表 (2020年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
<b>(資産の部)</b>		<b>(負債の部)</b>	
<b>流動資産</b>	<b>7,365</b>	<b>流動負債</b>	<b>8,385</b>
現金及び預金	2,705	支払手形及び買掛金	456
受取手形及び売掛金	1,602	短期借入金	4,700
商品及び製品	1,007	1年内返済予定の長期借入金	1,584
仕掛品	245	未払法人税等	158
原材料及び貯蔵品	668	未払消費税等	79
その他の	1,135	賞与引当金	77
		その他の	1,329
<b>固定資産</b>	<b>17,165</b>	<b>固定負債</b>	<b>7,241</b>
(有形固定資産)	10,519	長期借入金	6,356
建物及び構築物	3,191	退職給付に係る負債	578
機械装置及び運搬具	2,005	繰延税金負債	0
工具、器具及び備品	70	その他の	306
土地	5,234	<b>負債合計</b>	<b>15,627</b>
建設仮勘定	17	<b>(純資産の部)</b>	
(無形固定資産)	100	<b>株主資本</b>	<b>9,975</b>
ソフトウェア	94	資本金	1,750
その他の	6	資本剰余金	241
(投資その他の資産)	6,544	利益剰余金	11,005
投資有価証券	4,121	自己株式	△3,021
長期貸付金	1,306	<b>その他の包括利益累計額</b>	<b>△1,072</b>
繰延税金資産	1,007	その他有価証券評価差額金	△1,061
その他の	109	繰延ヘッジ損益	0
		退職給付に係る調整累計額	△11
		<b>純資産合計</b>	<b>8,903</b>
<b>資産合計</b>	<b>24,530</b>	<b>負債・純資産合計</b>	<b>24,530</b>

## 連結損益計算書 (2019年4月1日から2020年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売 上 高		25,659
売 上 原 価		20,383
<b>売 上 総 利 益</b>		<b>5,275</b>
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		4,204
<b>営 業 利 益</b>		<b>1,071</b>
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	26	
受 取 配 当 金	112	
持 分 法 に よ る 投 資 利 益	51	
そ の 他	17	206
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	80	
為 替 差 損	1	
支 払 手 数 料	17	
そ の 他	27	126
<b>経 常 利 益</b>		<b>1,151</b>
特 別 損 失		
減 損 損 失	13	13
<b>税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益</b>		<b>1,138</b>
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	327	
法 人 税 等 調 整 額	34	361
<b>当 期 純 利 益</b>		<b>776</b>
<b>親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益</b>		<b>776</b>

## 連結株主資本等変動計算書 (2019年4月1日から2020年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
2019年4月1日残高	1,750	241	10,391	△3,021	9,361
当期変動額					
剰余金の配当			△162		△162
親会社株主に帰属する当期純利益			776		776
自己株式の取得				△0	△0
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)					
当期変動額合計	-	-	613	△0	613
2020年3月31日残高	1,750	241	11,005	△3,021	9,975

	その他の包括利益累計額				純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損益	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括利益 累計額合計	
2019年4月1日残高	△574	0	22	△551	8,810
当期変動額					
剰余金の配当					△162
親会社株主に帰属する当期純利益					776
自己株式の取得					△0
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)	△487	△0	△34	△521	△521
当期変動額合計	△487	△0	△34	△521	92
2020年3月31日残高	△1,061	0	△11	△1,072	8,903

# 計算書類

## 貸借対照表 (2020年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
<b>(資産の部)</b>		<b>(負債の部)</b>	
<b>流動資産</b>	<b>6,812</b>	<b>流動負債</b>	<b>7,943</b>
現金及び預金	1,922	買掛金	87
売掛金	1,815	短期借入金	4,700
商品及び製品	958	1年内返済予定の長期借入金	1,584
仕掛品	246	未払金	1,197
原材料及び貯蔵品	673	未払費用	123
関係会社短期貸付金	895	未払法人税等	137
その他	300	未払消費税等	58
		賞与引当金	38
		その他	16
<b>固定資産</b>	<b>16,565</b>	<b>固定負債</b>	<b>7,026</b>
(有形固定資産)	9,494	長期借入金	6,356
建物	2,766	退職給付引当金	551
構築物	222	その他	118
機械及び装置	1,992	<b>負債合計</b>	<b>14,969</b>
車両運搬具	0	<b>(純資産の部)</b>	
工具、器具及び備品	61	<b>株主資本</b>	<b>9,458</b>
土地	4,432	資本金	1,750
建設仮勘定	17	資本剰余金	345
(無形固定資産)	98	資本準備金	345
ソフトウェア	93	利益剰余金	10,420
その他	5	利益準備金	282
(投資その他の資産)	6,972	その他利益剰余金	10,137
投資有価証券	1,835	別途積立金	2,930
関係会社株式	2,559	繰越利益剰余金	7,207
関係会社長期貸付金	1,757	自己株式	△3,056
長期前払費用	68	<b>評価・換算差額等</b>	<b>△1,050</b>
繰延税金資産	712	その他有価証券評価差額金	△1,050
その他	37	繰延ヘッジ損益	△0
		<b>純資産合計</b>	<b>8,408</b>
<b>資産合計</b>	<b>23,378</b>	<b>負債・純資産合計</b>	<b>23,378</b>

## 損益計算書 (2019年4月1日から2020年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売 上 高		18,911
売 上 原 価		14,083
<b>売 上 総 利 益</b>		<b>4,828</b>
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		
販 売 費	2,480	
一 般 管 理 費	1,350	3,831
<b>営 業 利 益</b>		<b>996</b>
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	27	
受 取 配 当 金	107	
そ の 他	18	152
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	79	
支 払 手 数 料	17	
そ の 他	26	123
<b>経 常 利 益</b>		<b>1,026</b>
特 別 損 失		
減 損 損 失	40	40
<b>税 引 前 当 期 純 利 益</b>		<b>985</b>
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	292	
法 人 税 等 調 整 額	35	327
<b>当 期 純 利 益</b>		<b>657</b>



## 株主資本等変動計算書 (2019年4月1日から2020年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本						
	資本金	資本剰余金		利益剰余金			
		資本準備金	資本剰余金 合計	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金 合計
				別途積立金	繰越利益 剰余金		
2019年4月1日残高	1,750	345	345	282	2,930	6,712	9,925
当期変動額							
剰余金の配当						△162	△162
当期純利益						657	657
自己株式の取得							
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)							
当期変動額合計	-	-	-	-	-	495	495
2020年3月31日残高	1,750	345	345	282	2,930	7,207	10,420

	株主資本		評価・換算差額等			純資産合計
	自己株式	株主資本 合計	その他有価証 券評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算 差額等合計	
2019年4月1日残高	△3,056	8,963	△593	△3	△596	8,366
当期変動額						
剰余金の配当		△162				△162
当期純利益		657				657
自己株式の取得	△0	△0				△0
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)			△457	3	△453	△453
当期変動額合計	△0	495	△457	3	△453	41
2020年3月31日残高	△3,056	9,458	△1,050	△0	△1,050	8,408

# 監査報告書

## 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

### 独立監査人の監査報告書

2020年5月22日

塩水港精糖株式会社  
取締役会 御中

#### 監査法人日本橋事務所

東京都中央区

指 定 社 員 公認会計士 小 倉 明 ㊞  
業 務 執 行 社 員

指 定 社 員 公認会計士 吉 岡 智 浩 ㊞  
業 務 執 行 社 員

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、塩水港精糖株式会社の2019年4月1日から2020年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、塩水港精糖株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

独立監査人の監査報告書

2020年5月22日

塩水港精糖株式会社  
取締役会 御中

監査法人日本橋事務所

東京都中央区

指 定 社 員 公認会計士 小 倉 明 ㊞  
業 務 執 行 社 員

指 定 社 員 公認会計士 吉 岡 智 浩 ㊞  
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、塩水港精糖株式会社の2019年4月1日から2020年3月31日までの第87期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

# 監査役会の監査報告書 謄本

## 監 査 報 告 書

当監査役会は、2019年4月1日から2020年3月31日までの第87期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
  - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

### 2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
  - ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
  - ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
  - ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果  
会計監査人監査法人日本橋事務所の監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (3) 連結計算書類の監査結果  
会計監査人監査法人日本橋事務所の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年5月25日

塩水港精糖株式会社	監査役会
常勤監査役（社外監査役）青木義一	㊦
常勤監査役白石健二	㊦
監査役（社外監査役）金澤賢一	㊦
監査役（社外監査役）渡部以光	㊦

以上

以上





# 株主総会会場ご案内図

会場

東京都中央区日本橋富沢町8番10号

**綿商会館 6階** 電話 03 (3662) 2251

地図URL : <http://www.mensyou.co.jp/map.htm>



交通のご案内

東京メトロ日比谷線・都営浅草線

「人形町駅」 **A4** 出口より徒歩約6分

- A4出口を出て通りを左へ進む
- 左手三光稲荷神社を過ぎ、右手にあるAPAホテルの角を右折
- APAホテルの正面を通って、HARIOを過ぎた右側

都営浅草線

「東日本橋駅」 **B2** 出口より徒歩約6分

- B2出口を出て、清洲橋通りを東日本橋交差点方向へ進む
- 東日本橋交差点スバルの看板の角を右折
- そのまま真っ直ぐ進んだ左側

お願い：会場には駐車場がございませんので、公共交通機関をご利用くださいますようお願い申し上げます。



Provided by TAKARA Printing

パソコン・スマートフォン・  
タブレット端末からも  
ご覧いただけます。  
<https://s.srdb.jp/2112/>

